

学校法人会計の特徴について

学校法人 佐久学園

計算書類について

「計算書類」は、私立学校法に基づき学校法人会計基準に従い作成するものです。

「計算書類」は一般企業の決算書にあたるもので、「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」から成り立ちます。この書類は私立学校振興助成法（1975年法律第61号）第14条に基づき、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、文部科学省等の所轄庁に届け出る書類です。

(1) 資金収支計算書

当該年度の教育研究諸活動に対応する資金の使い途（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）を明らかにするものです。

(2) 活動区分資金収支計算書

資金収支計算を「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」に区分し、各活動における資金収支を明らかにするものです。

(3) 事業活動収支計算書

学校法人は教育・研究活動という事業目的自体、極めて公共性が高いものであり、一般企業よりもより一層継続性や安定性が求められ、永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。企業会計と違い損益の概念がふさわしくないため、収支均衡のとれている方がよい（収支差額が0）とされ、そのバランスを明らかにするものです。

平成27年4月1日から施行の学校法人会計基準の改正により、「消費収支計算書」がこの「事業活動収支計算書」に変更され、「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の各区分で収支を明らかにするものになりました。

(4) 貸借対照表

学校法人の特徴は、その目的とされる教育・研究活動を達成するために、膨大な施設と設備、さらには各種の運用財産を必要とします。したがって、これらの財産が有効に維持管理されているか、また、その他の計算書類と有機的に結合されているかどうかなどを確かめるためのものです。